

学校いじめ防止基本方針



令和8年4月
蒲郡市立塩津中学校

蒲郡市立塩津中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす絶対に許されない行為である。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうることをふまえ、防止策を考えていく必要がある。この基本的な考えをもとに、全教職員が、日頃から生徒に寄り添い目をかけ声をかけることで、ささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、指導については、学校全体で組織的に対応していく。

塩津中学校では、「活みなぎるさわやかな塩中生」を合言葉に、生徒たちの自主的な活動を大切にしてきた。1年校外学習、2年自然教室、3年修学旅行などの学年行事や、体育大会や卒業生を送る会などの学校行事では、自分たちの力で行事を創り上げていく楽しさを実感できるよう支援してきた。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに今後も継続して取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

校長、教頭、校務主任、学年生徒指導担当(生徒指導主事を含む)、養護教諭、専門的な立場からスクールカウンセラーを加えたメンバーで「いじめ・不登校対策委員会」を構成する。

「いじめ・不登校対策委員会」を定期的開催し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核となる役割を担う。

＝「いじめ防止対策組織」の役割＝

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・学校評価アンケート及び学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- (2) 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・年度初めの職員協議会で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
 - ・生活意識アンケートや教育相談の結果から、効力あるいじめ防止対策に努める。
- (3) 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・校長だより、学年通信などの各種通信やホームページ、**コドモンアプリ**などを通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果などを発信する。また生徒たちの活躍した場面を数多く発信し、温かい人間関係づくりの一助とする。
 - ・必要に応じて、生徒代表やPTA、地区の総代の意見を取り入れ、方針を改定していく。
- (4) いじめに対する措置(いじめ事案への対応)
 - ・いじめがあった場合、いじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
 - ・事案への対応については、校務主任が適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。

- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の関係生徒の周辺の様子を複数の職員で見守り、継続的な指導・支援ができる体制を整える。

※問題の解消とは、以下の2点が満たされる状態である。

- ・被害者に対する心理的・物理的な影響を与える行為（SNSを通じて行われるものを含む）が少なくとも3か月は止んでいる状態。
- ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないかを、被害児童生徒と保護者の双方との面談等により確認する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

(1) いじめの未然防止の取り組み

- ア 生徒同士の関わりを大切に授業実践に努め、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。
- イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む学級・学年経営や授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・体験活動の充実を図り、生徒の人間関係をつくる力を育てるとともに、コミュニケーション能力の向上に取り組む。
- エ 情報モラル教育を推進し、生徒がSNSの正しい利用方法やマナーについての理解を深め、ネット上のいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ 学校いじめ防止基本方針を生徒にも周知し、生徒会を中心として、あいさつ運動や思いやりを広げる運動等を展開する。
- カ 配慮が必要な生徒（障がい、LGBTQ、外国籍など）については、学校生活を送る上で特別の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、生徒の心情等に配慮した対応を行う。学級においては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進する。

(2) いじめの早期発見の取り組み

- ア 教員が生徒とかかわる中で、一人一人の心の動きを捉え、小さな変化を見逃さないようにする。
- イ 教育相談(定期テストのテスト週間)や生活意識アンケート(定期テストのない月)を定期的(どちらかを月1回程度)に実施し、小さなサインを見逃さないように努める。
また、アンケートを集約したものは生徒指導部で情報を共有する。生活意識アンケートは卒業後5年間保管する。
- ウ 教師と生徒、生徒同士の温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- エ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する対応

- ア 生徒の小さな変化や気になる言動等を発見した先生は、決して一人で抱え込まず、組織で対応する。
- イ いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- ウ けんかやふざけ合い、いじり行為であっても、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。また、軽い言葉で相手を傷つけ、謝罪し再び良好な関係を築くことができた場合も、対応組織に必ず報告する。

- エ 被害生徒を守り抜くことを第一に考え、情報を全職員で共有する。
- オ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導や対応を行い、今後の成長を支援する。
- カ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)等の専門家、弁護士、警察署、児童相談所等の関係機関と連携して取り組む。
- キ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ク SNS上のいじめへの対応については、必要に応じて警察や、弁護士、法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合、またはその疑いがある場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「臨時いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

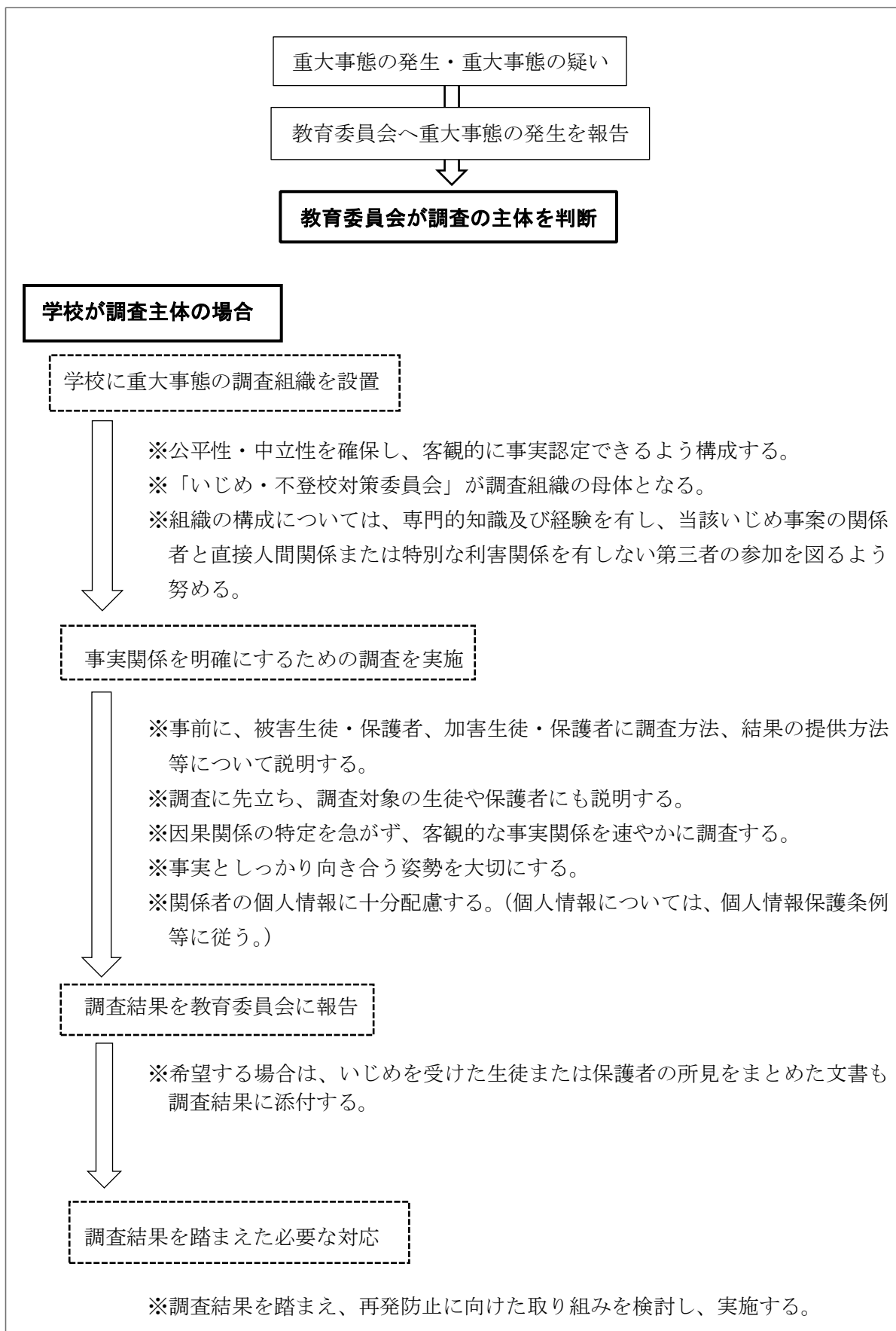
5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCA サイクル(Plan→Do→Check→Action)で見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員の取り組み評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめに関する取り組みの検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修(外部講師、スクールカウンセラーによる講話など)を計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は4月に保護者へ配付し、ホームページにも掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (4) 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。

【重大事態の対応フロー図】



※「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 平成29年3月 文部科学省」により対処する

<蒲郡市立塩津中学校 年間計画>

	いじめ・不登校対策委員会	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ ↓ ↓ ↓	○「学校いじめ防止基本方針」の内容確認 ○現職研修① 「生徒理解と学級づくり」	○学級・学年開き ○相談室「ゆうあいルーム」やSCの生徒・保護者への周知	○いじめ相談窓口の周知 ○内科検診	○PTA 総会・学年懇談会で「学校いじめ防止基本方針」の説明
5月	D ↓ ↓ ↓		○情報モラル指導	○教育相談週間 ○学校保健委員会	○健全育成協議会 ○部活動参観 ○資源回収
6月	↓ ↓ ↓		○公共マナー ○部活動大会	○小中連絡会 ○教育相談週間	○地域ふれあい活動
7月	C ↓ ↓	○自己評価	○休業日の過ごし方		○地域ふれあい活動 ○個人懇談
8月	A ↓ ↓ ↓	○現職研修② 「思春期の生徒との対応(仮)」 SC 依頼予定	○休業日の過ごし方		○地域ふれあい活動
9月	P ↓ ↓	○部活動大会	○塩中祭	○身体測定	
10月	D ↓ ↓		○体育大会(縦割り)	○教育相談週間	○個人懇談(3年) ○地域ふれあい活動
11月	↓ ↓ ↓		○合唱コンクール	○教育相談週間	○健全育成協議会 ○資源回収
12月	C ↓ ↓		○人権週間 ○休業の過ごし方		○個人懇談
1月	↓ ↓ ↓	○現職研修③(OJT) 「ケーススタディ」	○受験期をむかえて	○身体測定	○学校評価アンケート
2月	A ↓ ↓	○自己評価		○教育相談週間	○アンケートの分析
3月	P へ	○学校評価結果の検証と「基本方針」の見直し	○卒業生を送る会 ○卒業式	○小中連絡会	○学年懇談(1、2年)
通年		○いじめ・不登校対策委員会(毎週1回)	○集会における講話 ○道徳教育、体験活動。総合学習の充実 ○わかる授業	○生活意識アンケート(毎月1回) ○SCによる相談 ○生活ノート	○学校運営協議会(年4回)

※いじめが発生した場合、または疑いがある場合は、いじめ・不登校対策委員会など関係する職員で共通理解を図りながら速やかに対応していく。

※以下のページは、ホームページに載せない。

<参考資料>

- ・生徒指導提要 令和4年12月 文部科学省
- ・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 平成29年3月 文部科学省

【教員共通理解】

◇いじめの定義 <いじめ防止対策推進法第2条 平成25年9月28日文部科学省>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と規定されている。

◇重大事態とは <いじめ防止対策推進法第28条 平成25年9月28日文部科学省>

- ① いじめにより、生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ② いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
- ・これまで各教育委員会等で重大事態と扱った事例
- ① 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ② 心身に重大な被害を負った場合
 - ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合

◇警察との連携

<いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）令和5年2月7日文部科学省>

- ・警察と連携することにより、速やかに解決できることがあるので、相談を推進する。

チェックリスト 「このような学校・学級では いじめが起きにくい」

- 全教職員が、いじめ防止対策推進法を読んでいる。
- いじめ情報が、すぐに対策組織に報告されている。
- いじめアンケートは回収して、すぐ目を通している。
- 善悪の基準が、しっかりと示されている。
- 担任が学級の人間関係を把握している。
- 学級満足度調査(Q-U調査等)を行っている。
- 定期的・日常的に個人面談を実施している。
- 部活動より、面談・家庭訪問・補習を優先している。
- 担任自身に、率直に相談できる教職員がいる。
- SC や心の教室相談支援員と協働できている。
- 担任が保護者の信頼を得られている。
- 第三者となる生徒が担任等にいじめを相談できる。